

竹島問題

100781093 鳥居丈譽

はじめに

1 今までの竹島問題

a 日韓両国が領有権主張

→日本が韓国に裁判を要求

→韓国は拒否

b 2012年→李明博大統領が竹島上陸

→竹島問題が注目



第1章 竹島の歴史

- 1 第1節 初めて竹島に行った安龍福
 - a 安龍福→竹島問題の歴史の重要人物
 - b 1693年に鬱陵島で不法漁労→日本人に遭遇→日本へ連行
 - c 江戸幕府第5代将軍徳川綱吉→鬱陵島に渡来禁止の厳命



- d 安龍福を長崎に連行→長崎で聴取
→安龍福は朝鮮に帰国
- e 幕府は朝鮮に鬱陵島は日本の領土と厳命→朝鮮との領土問題

2 安龍福の証言

- a 韓国での聴取→悪天候により鬱陵島に到着→日本人に威嚇→連行→日朝間の外交問題



- b 1696年日朝間で交渉→鳥取藩に渡航禁止を伝令
- c 安龍福の証言→不自然な点、作り話が多数存在→信用性は皆無



第2節 1905～1945年の竹島の出来事

1 1900年代の出来事

- a 竹島でアシカ漁が発生→島根県隠岐島民の中井養三郎→竹島の領土編入を要求→承認
- b 1940年に竹島が海軍省に移管
- c 1945年海軍省廃止→竹島が大蔵省へ移管



第2章 竹島問題の発生

1 第1節 占領下の竹島

- a 第二次世界大戦で日本は敗戦→漁業地域指定→竹島も指定
- b SCAPIN第677号→日本の権力の行使不可地域→伊豆、小笠原諸島、竹島が列挙



2 第2節 李承晩ライン

- a 1952年李承晩大統領が李承晩ラインを設定→ライン内に竹島が編入
- b 李承晩ラインの線引きは違法→韓国の竹島占拠は不法占拠
- c 1953年3月日米合同委員会→在日米軍の爆撃訓練区間から竹島が解除→竹島の漁業が再開



【李承晩ライン設定海域の概略】



- d 韓国人も竹島で漁業の痕跡を確認
 - 韓国不法漁船に撤去要請
 - 銃撃事件発生
- e 1954年韓国内務部が竹島に警備隊を派遣→韓国の警備隊が竹島に駐留



3 第3節 日韓の国交正常化交渉

- a 1965年6月22日日韓基本条約締結
- b 李承晩大統領が日本政府と直接対話を希望→東京最高司令部で対談
- c 韓国が不正占拠を続行、竹島の漁業問題が交渉内容
- e 日韓基本条約と日韓国交回復により「李承晩ライン」消滅



4 第4節 日韓漁業協定改定

a 1965年に日韓漁業協定締結

b 操業に関する問題が頻発→協定改訂
を交渉→決裂

c 1999年1月22日新協定発効

d 竹島は日韓両国が領有権を主張
→竹島を除外、海域の中の間線付
近に暫定水域設置



e 暫定水域範囲 → 竹島が韓国領と仮定
→ 日本海が多く編入 → 日本で不平等
条約と批判が発生



第3章 2000年～2013年までの竹島

1 第1節 2000年～2013年の出来事

a 2005年島根県→竹島の日制定

→日韓正常化40周年、竹島領有
100周年→韓国でデモ発生

b 同年韓国→対馬の日、独島の月を
制定→竹島の日に対抗



c2012年4月韓国→竹島に来訪者支援施設建設を発表→同年8月韓国大統領李明博大統領が竹島上陸
→日本は韓国に抗議

d12年12月韓国→国防白書を発刊
→竹島の領有権主張を強化

E13年5月、日本人3人韓国から竹島に上陸→日本政府の上陸中止を無視



2 第2節 海外の反応

a アメリカでのアンケート結果

→竹島は日本領土・・・20%

竹島は韓国領土・・・10%

中立・・・70%



第4章 日本と韓国の歴史的根拠

1 第1節 韓国の歴史的根拠

a根拠①西暦512年、新羅が于山国征服
→竹島は于山国の領土→以降韓国領
史書「三国史記」に記録→独島で人
が生活

b根拠②1900年大韓帝国勅令41号
→皇帝が独島の領有権を宣言



c根拠③サンフランシスコ講和条約

→連合国内に独島が韓国領と認定

→もつとも重要な根拠



2 第2節 日本の韓国への反論

a根拠①→「三国史記」に于山国は
鬱陵島から40キロ西方の島→竹島
は鬱陵島から92キロ離れた島
→竹島は岩礁→人の生活は不能



b根拠②→勅令の指名の島

→鬱陵島から縦32キロ、横20キロ

→竹島は範囲外

c根拠③→日本の放棄地域

→竹島は除外→日本領と認識

→1905年に国際法で竹島は島根
県に編入



3 第3節 日本の歴史的根拠

a根拠①は1661年、江戸幕府

→伯耆藩大谷・村川家に竹島領有
権利を付与

b根拠②は1905年「竹島」島根県編
入→占領理論により国際法上日本
領と認定



4 第4節 韓国の日本への反論

a根拠①→6世紀から独島は韓国領

b根拠②→第1次日韓協定→これにより韓国は財政・外交権が剥奪
→竹島編入の意義申し立てが不可能→アンフェアと主張



5 第5節 竹島問題の解決策

a 国際司法裁判所で裁判→判決は国際法的拘束→日本は韓国に裁判を要求→韓国拒否

b 日本が韓国領と認定
→この解決策主張者は少数



c 日本・韓国・米国で首脳会談開催
→ 米国は仲介役 → 歴史的根拠を
基に解決



第5章 今後の展望

1 日本の主張

a江戸幕府・朝鮮間で鬱陵島を巡り紛争

→幕府は友好関係尊重→日本人に鬱陵島渡来を禁止→竹島は禁止区域外

b1905年に竹島は島根県編入



c サンフランシスコ講和条約

→ 領土放棄区域から竹島除外

→ 竹島は日本領と主張



2 第2節 韓国の主張

a6世紀初頭、新羅が于山国征服

→竹島は于山国領→鬱陵島から
竹島が確認可能

b1900年に大韓帝国勅令41号

→皇帝が独島を韓国領と宣言

→竹島は韓国領



3 第3節 竹島論争のゆくえ

a 日本の主張賛成

理由ア) 連合国から竹島は日本領と認定

イ) 韓国の文献

→内容と時日が不一致

ウ) 韓国の主張→合理性の欠如

